令和７年７月３０日
庁 舎 整 備 担 当 部

本庁舎等整備工事への工事請負契約に係るスライド条項の適用について

１ 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事については、工事請負契約の相手方である大成建設株式会社東京支店（以下、「大成建設」という。）からの工事請負契約約款第 25 条第６項の規定（以下、「インフレスライド条項」という。）に基づく請求があり、このたび、変更額を確定したので報告する。

工事請負契約約款第 25 条とは
賃金水準又は物価水準の変動（全体スライド）、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）、また、急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合（インフレスライド）に、発注者または受注者が請負代金額の変更を請求することができることを定めている。

（参考）工事請負契約約款第 25 条に基づくスライド条項の概要

項　目		全体スライド（第１項～４項）	単品スライド（第５項）	今回：インフレスライド（第６項）
適用対象工事		・工期が 12 ヶ月を超える工事 かつ、 ・基準日（原則、請求日）以降、残工期が２ヶ月以上ある工事	・基準日（原則、請求日）以降、残工期が２ヶ月以上ある工事	・基準日（原則、請求日）以降、残工期が２ヶ月以上ある工事 かつ、 ・賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）のあった時期を工期内に含む工事
金額変更方法	対象	・基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	・鋼材類及び燃料油 ・その他の資材	・賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	・残工事費の 1.5％	・対象工事費の 1.0％	・残工事費の 1.0％

２ 現在の契約概要

（1）相手方

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
大成建設株式会社東京支店　代表者　中村　有孝

（2）契約金額

当初契約（令和３年５月）　36,410,000,000 円
現在契約（令和７年３月）　41,543,953,000 円

(3)契約金額変更の経緯

当初契約以降の契約金額の変更経緯及び主な変更理由等を以下の表に示す。

表　本工事請負契約にかかる当初契約からの契約金額の変更経緯

契約締結日	契約金額	主な変更理由
令和３年 ５月 20 日	364 億 1000 万円	（当初契約）
令和３年 12 月 22 日 (専決処分)	366 億 1089 万３千円	・公共工事設計労務単価に係る特例措置適用 ・アスベスト撤去費、電話・通信線の切り回し費等の追加
令和５年 １月 11 日 (専決処分)	392 億 8541 万１千円	・スライド条項適用 ・ＩＰ電話の導入等、ＤＸ推進のための追加対応 ・断熱仕様等、建物仕様の向上 ・地中障害物の撤去、想定外の既存状況への対応
令和６年 １月 22 日 (専決処分)	406 億 9950 万５千円	・スライド条項適用 ・建築基準法関係規定適合対応 ・地中障害物の撤去、想定外の既存状況への対応 ・議会オンライン等対応
令和７年 ３月３日 （議決）	415 億 4395 万３千円	・既存樹木（けやき）の伐採、新植等 ・スライド条項適用 ・移植樹木枯損に伴う樹木伐採及び新植 ・アスベスト撤去費 ・西棟１・２階エスカレーターの中止

３　確定変更額

586,465,000 円

※変更後の契約金額　42,130,418,000 円（仮）

４　確定までの経緯

令和７年６月　　事前協議
　　区積算額提示
７月 11 日　大成建設からの請求受理（基準日）
７月 16 日　大成建設からの承諾書受理（変更額確定日）

５　変更額算出におけるポイント

(1)入札時の落札率 86.4%を反映

(2)物価変動率を反映させる残工事量から、大成建設の責による工事遅延分を除外

(3)客観性を確保しつつ、可能な限り実態に即した物価変動率の採用

工事金額を構成する２種類の単価について、以下のとおり、物価変動率を算出した。

① 区積算単価(約 1700 項目)

区積算単価を、前回基準日（令和６年５月 20 日）から今回基準日（令和７年７月 11 日）に時点更新した。

② 区積算単価に同じ項目が無いために専門業者の見積もりに基づく単価(約 1100 項目)

公共刊行物において類似する項目を抽出し、その単価における前回基準日時点から今回基準日時点までの物価変動率を、各内訳項目（金額）に掛け合わせて算出した。

６　今後の予定

令和７年９月　第３回区議会定例会（契約金額の変更に係る工事請負契約変更）
　　本件議決後、大成建設と変更契約の締結

スライド条項に基づく変更額の算出方法

変更額：S＝[P2－P1－(P1×1/100)]

→ 受注者負担額（変動前残工事金額の1/100）※インフレスライドの場合

P1：変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額）

P1＝α×Z1（α：落札率）

Z1：発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

※P1及びZ1の算出に用いる単価は、**起工時（前回基準日）における区積算単価（東京都積算標準単価）**とする。

P2：変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）

P2＝α×Z2（α：落札率）

Z2：変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相当する額

※P2及びZ2の算出に用いる単価は、**基準日時点の区積算単価**とする。

※P2及びZ2は、**基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定める**こととし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で**合意した場合は、別途の物価指数を用いる**ことができる。

参考）「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用マニュアル（暫定版）」（平成26年1月国土交通省大臣官房技術調査課）
「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について」（令和4年6月29日区経理課）

工事金額を構成する単価のイメージ（変更前）

2期工事(東)		東棟2期新設			型枠
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額
底型枠	運搬共	100	㎡	**6000（①契約時点の区積算単価）**	600,000
打継型枠	H≦300	50	m	**2000（②専門業者の見積もり）**	100,000
	運搬共				

（変更後）

2期工事(東)		東棟2期新設			型枠
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額
底型枠	運搬共	100	㎡	**6300（①基準日時点の区積算単価）**	630,000
打継型枠	H≦300	50	m	**2200（＝2000×1.1【②類似単価の物価変動率】）**	110,000
	運搬共				

※今回の場合、①区積算単価（約1700項目）→単価を更新
②区積算単価に同じ項目が無いために専門業者の見積もりに基づく単価（約1100項目）→類似単価の物価変動率を掛け合わせる

スライド条項に基づく変更金額について（イメージ）

インフレスライド条項に基づく変更額：Ｓ＝［Ｐ２－Ｐ１－（Ｐ１×１/１００）］
※記載の金額は全て落札率（86.4%）を反映（全て税込）

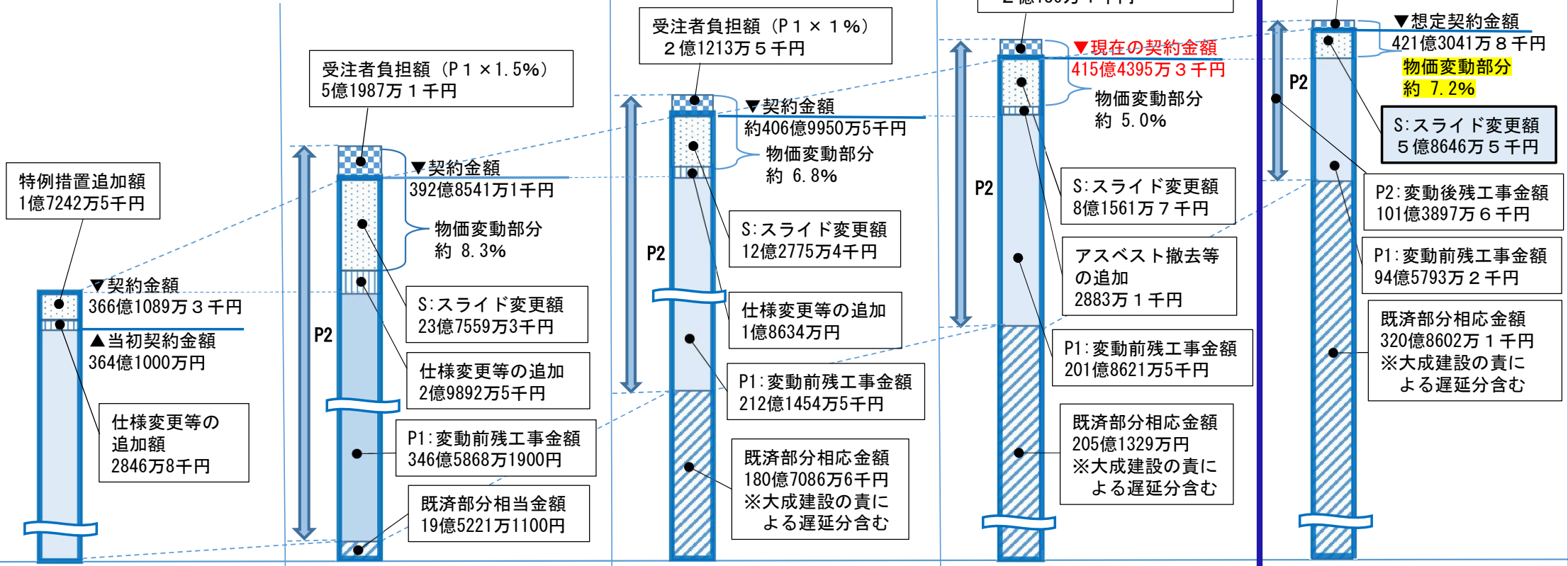

■第１回 契約変更
（令和３年12月締結）
主な変更理由
・公共工事設計労務単価に係る特例措置に基づく変更
・アスベスト撤去費の追加等

■第２回 契約変更
（令和５年１月締結）
主な変更理由
・全体スライド請求
（基準日：令和４年7月15日）
・DX推進に向けた追加対応等

■第３回 契約変更
（令和６年１月締結）
主な変更理由
・インフレスライド請求
（基準日：令和５年４月17日）
・建築基準法への適合等に必要な変更等

■第４回 契約変更
（令和７年３月締結）
主な変更理由
・インフレスライド請求
（基準日：令和６年５月20日）
・既存樹木の伐採、新植
・アスベスト撤去　等

■第５回契約変更
（令和７年９月締結予定）
主な変更理由
・インフレスライド請求
（基準日：令和７年７月11日）

※今回

東京都積算標準単価の改正による上昇率 （17モデル建物平均・平成24年度基準）

	入札時	特例措置時	第１回スライド請求時	第２回スライド請求時	第３回スライド請求時	第４回スライド請求時（今回）
数値	134.46	135.11	142.76	152.03	161.16	173.40
前回からの上昇率	—	約0.5%	約5.7%	約6.5%	約6.0%	約7.6%

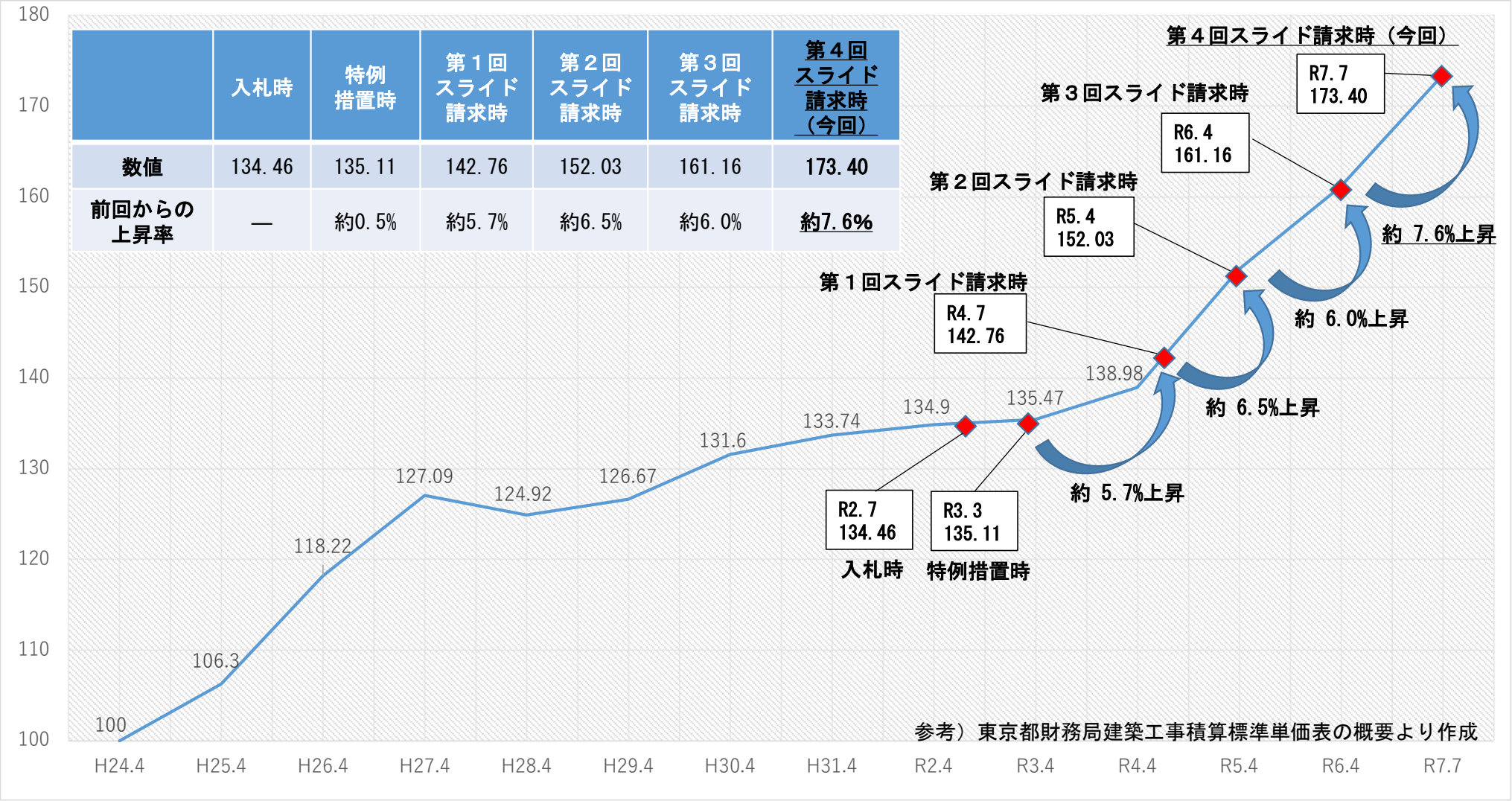

表　本庁舎等整備工事における工期変遷について

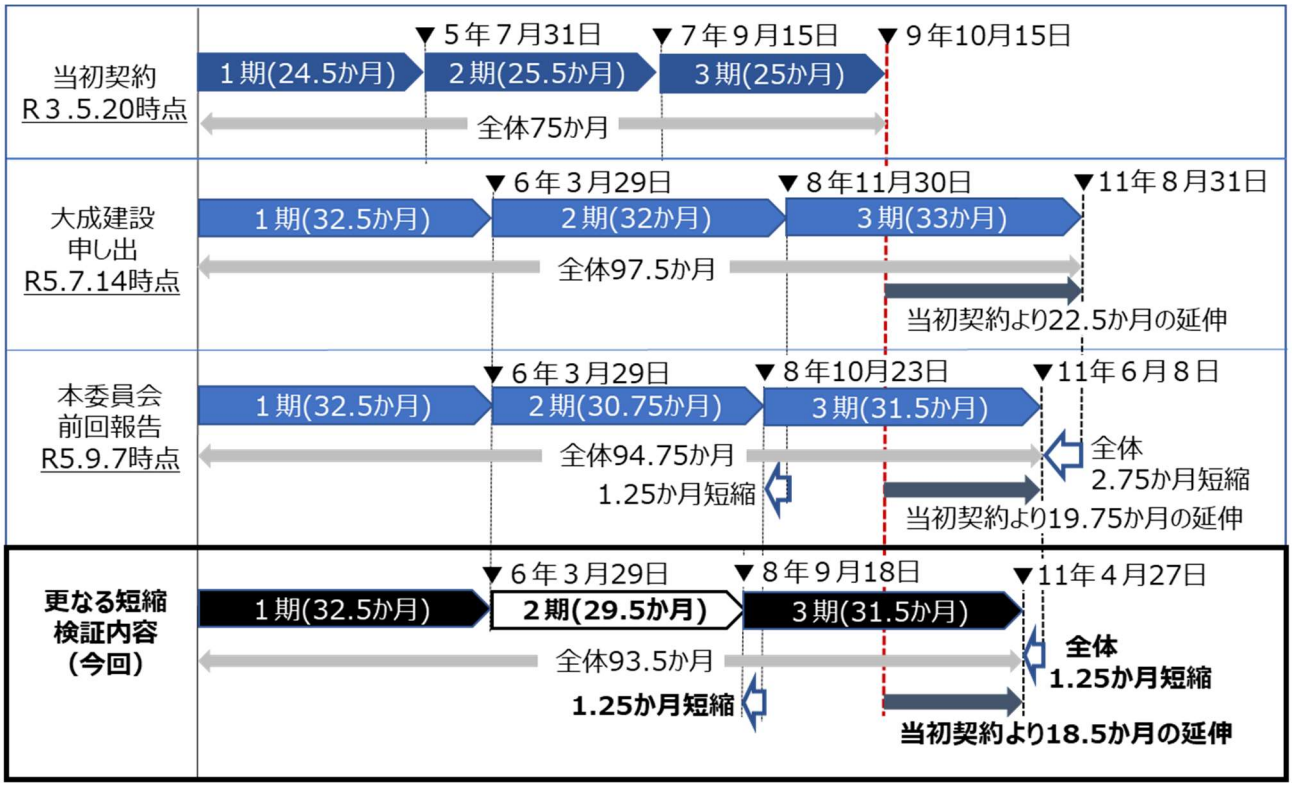

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和７年２月１４日
不動産・建設経済局
大臣官房参事官（建設人材・資材）付

令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価について

～今回の引き上げにより、１３年連続の上昇～

○　令和６年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和７年３月から適用することとしたので、お知らせします。

【改定後の単価のポイント】

1　今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比６．０%引き上げられることになります。（資料１）

2　また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成２５年度の改定から１３年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が２４，８５２円となりました。（資料２）

3　労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。（資料３）

【問合せ先】
不動産・建設経済局　大臣官房参事官（建設人材・資材）付
企画専門官　三道（内線：24863）、指導調整係長　玉田（内線：24865）
（電話）03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料１

ポイント

（1）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

（2）時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全　　職　　種　（24,852円）　令和６年３月比；＋６．０％

主要１２職種※　（23,237円）　令和６年３月比；＋５．６％

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和６年度比	職種	全国平均値	令和６年度比
特殊作業員	27,035円	＋５．６％	運転手（一般）	24,605円	＋５．４％
普通作業員	22,938円	＋５．３％	型わく工	30,214円	＋５．１％
軽作業員	18,137円	＋６．８％	大工	29,019円	＋６．３％
とび工	29,748円	＋４．８％	左官	29,351円	＋６．８％
鉄筋工	30,071円	＋５．９％	交通誘導警備員Ａ	17,931円	＋５．７％
運転手（特殊）	28,092円	＋５．０％	交通誘導警備員Ｂ	15,752円	＋５．７％

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料２

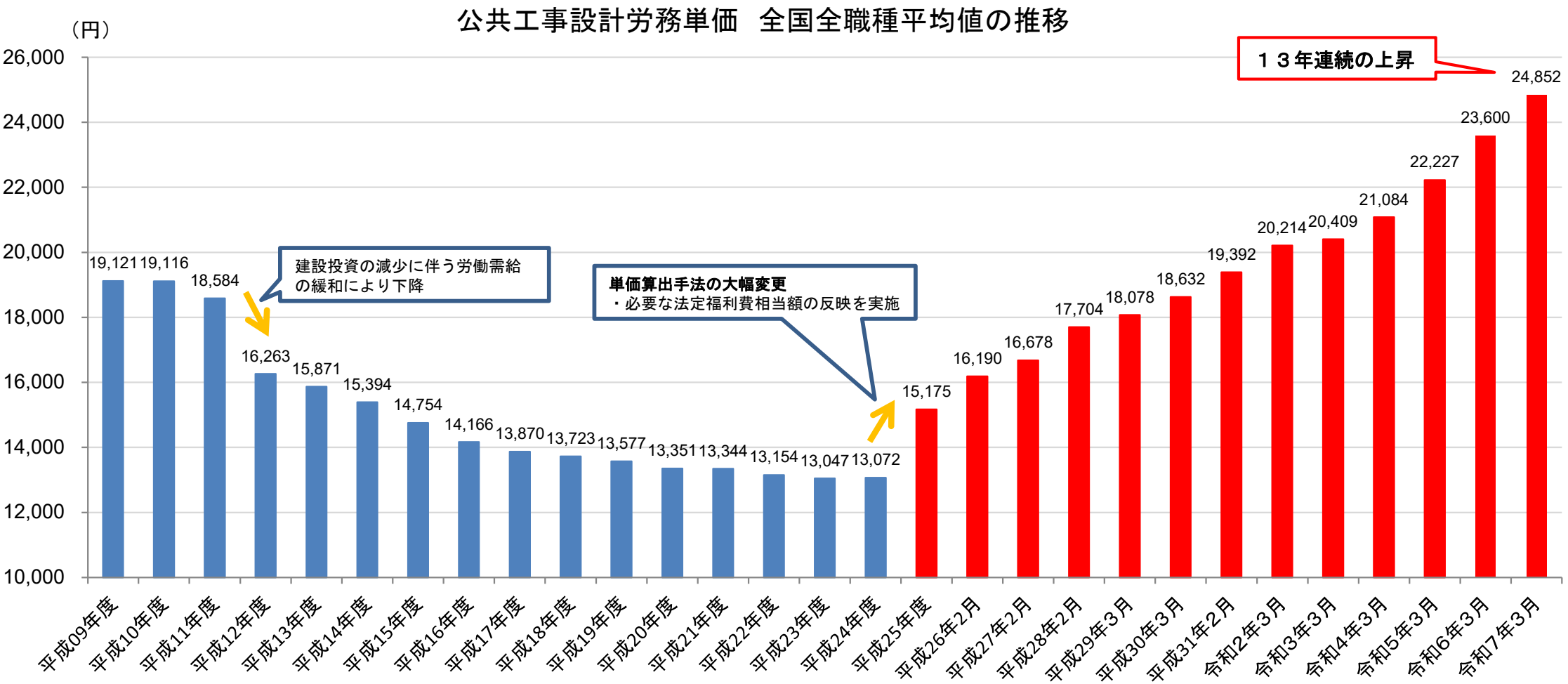

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全　職　種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3）伸び率は単純平均値より算出した。

国不入企第４９号
令和７年２月１７日

各都道府県知事　殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市市長　殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局長
（　公　印　省　略　）

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要４団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

今般、国土交通省が令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されています。令和６年３月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、

新労務単価は全国全職種平均で 6.0％（単純平均の伸び率）上昇し 24,852 円となり、過去 11 年で最大の引上げとなったところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いします。

なお、別添１を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いします。

記

１．新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第７条第１項第１号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお、工事の施工条件等が通常と著しく異なり、新労務単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合等）は、工事内容等に応じて必要に応じ見積を活用することなどにより、適正に積算すること。

２．新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和６年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したもの。）については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、別添２のとおり、

① 令和７年３月１日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 令和７年２月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第６項の運用について」（平成 26 年１月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記１．（１）及び２．から８．まで（４．（３）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

３.法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第７条第１項第１号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。

これらのことに留意し、貴団体発注工事においても、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

加えて、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和３年 12 月１日付け総行行第 419 号、国不入企第 33 号）にて要請しているとおり、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認すること。

また、受注者と下請業者との間でも、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用や請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示等により、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、受注者に対して、法定福利費の適切な支払いや支払状況の確認、新労務単価を踏まえた適正な水準の賃金の支払いを行うよう指導すること。

他方で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づく実施状況調査によると、公共工事の受注者や下請業者を社会保険加入業者に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているものの、いまだ取組が十分でない地方公共団体も見受けられる。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年３月９日閣議決定。令和６年 12 月 13 日最終変更。以下「適正化指針」という。）において下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定されていることや「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成 28 年６月 16 日付け総行行第 123 号、国土入企第６号）等でこれまで要請してきた内容を踏まえ、社会保険等未加入対策の取組を実施すること。

４．ダンピング対策の徹底・強化による適正な価格での契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が規定されており、また、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につ

ながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであるとされている。これらも踏まえ、新労務単価の早期活用等による適正な予定価格の設定に努めるとともに、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

なお、公共発注者であっても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の３に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

５．適正な工期設定と必要経費の確保について

工事の発注に当たっては、「工期に関する基準」（令和２年７月中央建設業審議会作成・勧告、令和６年３月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期を設定すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、「工期に関する基準」において、週休２日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、十分な工期の確保や交代勤務制の実施等に必要となる経費を請負代金の額に適正に反映した上で、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

６世経理第８８７号
令和７年３月３日

事業者各位

世田谷区契約担当者

工事請負契約約款第２５条第６項（インフレスライド条項）の
適用について

令和７年３月から公共工事設計労務単価が改定されたことに伴い、貴社と契約中の工事が工事請負契約約款第２５条第６項（インフレスライド条項）の適用対象となりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１　インフレスライド条項の運用

賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定、今回においては令和７年３月１日）が工期内にある工事で、かつ、残工期が原則として２月以上ある工事を対象とします。詳細は別紙のとおりとなります。

なお、請求様式等は区ホームページに掲載しております。

〇区ホームページ

スライド条項の運用について

https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8031.html

２　変更の協議について

スライド条項による変更の協議については、担当監督員とご相談ください。

請求方法等については、担当監督員から順次説明する予定です。

【問合せ先】
世田谷区財務部経理課契約係
電話０３－５４３２－２１５０～５２・２４３５